HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イングランドの”司教補佐”：1300年から1541年まで（中）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 39(1), 51-101
Issue Date	1990-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33562
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(1)_PL51-101.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

イングランドの“司教補佐”

——1300年から1541年まで——

(中)

東　出　功

[IV]

以上 Hertfordshire, Essex, Middlesex, Kent, Yorshire ならびに Somerset の6州についてそれぞれの教会地図を検討した。6州といえばイングランド全州のわずか6分の1に過ぎない。しかしこの6州だけでも，中世における教会地図の複雑な様相を確認しえた。問題を司教補佐管区・主任司祭管区の次元に限定しても，実態はきわめて複雑であった。その下位区分としての聖堂区の次元では，これまでも幾度か示唆したように小規模な免属施設・免属領域が飛び地の形で混在し，様相はさらに複雑になる。またその免属施設なるものも，単に規模のみならず性格の上でも多様である。本稿(上)第3節では<第3図>において，すなわちミドルセクス州の教会地図でそれらの所在を示したが，その地図にしても同州の免属施設あるいは免属領域のすべてを網羅するものではない[1]。なお“免属”の意味については，本節の後段であらためて言及する。

1) *V.C.H.* の各州の教会地図では “Religious Houses” の所在が克明に示されている。たとえばヨークシャの教会地図は，次の種別分類によって合計200件以上の施設を記載している。()の数字はそれらの件数を示す。Benedictine Monks (10), Benedictine Nuns (10), Cistercian Monks (8), Cistercian Nuns (12), Cluniac Monks (1), Cluniac Nuns (1), Carthusian Monks (2), Grandimontines (1), Austin Canons (13), Austin Nuns (1), Premonstratensian Canons (3), Gilbertine Houses (4), Knights Templars (11), Knights Hospitalers (5), Friars (21), Hospitals (91), Collegiate Churches (16), Alien Houses (6)。

ミドルセクス州のばあいはこれに遠く及ばないが，それでも合計22件にのぼっており，その中には免属領域をもつ免属施設も含まれよう。

本稿は，表題からも明らかなように，免属領域それ自体の解明を意図するものではない。しかし少なくとも“exempt archdeaconry”すなわち免属領域としての“司教補佐管区”については，若干の紙面を充てざるをえない。たとえ免属領域とはいえ“司教補佐管区”と呼ばれているからである。

前節ではすでに<第1図>で St Albans 司教補佐管区に言及し，また<第6図>の解説で Glastonbury 司教補佐管区なるものの存在を指摘した。聖オールバンズ“主教座”が開設されるのは，修道院解散から3世紀以上を経て1877年のことである。また“グラストンベリ司教”の称号は1197年から1205年まで，あるいは“Bishop of Bath and Glastonbury”の称号にしても1213年から1219年までの短期間に限って用いられたに過ぎない[2]。『ヴィクトリア州史』の各州の教会地図は，すでに述べたように1535年の状況を再現すべく描かれている。この時点では，聖オールバンズ司教座もグラストンベリ司教座も存在しない。

2) E. B. Fryde et al. (ed.), *Handbook of British Chronology*, 3rd ed. (1986), pp. 228, 269. その後にまた Bishop of Bath という single title に復帰し，さらに1245年からは Bath and Wells という double title が採用される。

しかし“司教座”が存在しないにもかかわらず，聖オールバンズ修道院長・グラストンベリ修道院長のもとにそれぞれ“司教補佐”が現実に存在した。そのことは次の一連の史料からも明白である。

[A-1] “Mandate to the prior and the precentor of Dunestaple and the *archdeacon* of St Albans to proceed, according to a papal mandate addressed to the archdeacon of Middlesex and his fellow judges……(1231)”——*Calendar of Papal Letters*, I, 125.

この史料にせよ，また以下の一連の史料にせよすべて教皇発給の公式文

書であり，聖オールバンズ“司教補佐”とは教皇によって公認された称号にほかならない。

[A-2] “Mandate to the abbot of St Albans, the prior of Merton, and the *archdeacon* of St Albans, to hear the causes between the prior and convent of Rochester, and the archbishop of Canterbury……(1236)”——*Ibid.*, p. 156.

聖オールバンズ“司教補佐”は，ロチェスタ修道参事会とカンタベリ大司教との係争に関して審問担当者の一人として発令されている。

[A-3] “Mandate to the abbot and the *archdeacon* of St Albans and the prior of Dunstable provisionally relax the sentences of suspension, interdict, and excommunication issued by the late archbishop against the chapter of Canterbury……(1241)”——*Ibid.*, p. 194.

[A-4] “Mandate to the abbots of St Albans and Waltham, and to the *archdeacon* of St Albans, after informing them that he has declared null the sentence of the archbishop as above, to stop denunciation thereof. (1250)”——*Ibid.*, p. 263.

[A-5] “Mandate to the abbots of St Albans and Waltham, and the *archdeacon* of St Albans, to put a stop to the publication of the sentence which the archbishop of Canterbury has issued against the prior and others of St Bartholomew's. (1250)”——*Ibid.*, p. 264.

まず[A-3]でカンタベリの“前”大司教とはEdmund of Abingdonであり，[A-4] [A-5]の大司教はBoniface of Savoyである。いずれのばあいも大司教の判決に対して教皇がその交付差止めの裁定をくだしており，これらの令状では聖オールバンズ“司教補佐”が同修道院長とともに教皇裁定の執行者に任命されている。

[A-6] “To Hugh de Eversden. Confirmation of his election as abbot of St Albans. On the death of John, the prior and con-

vent commissioned John Passavant, *archdeacon* of the same [St Albans], Luke prior of Hartfel Penciorel (Hatfield Peverel), Richard prior of Horford (Hertford), John de Dunstupele, W. de Bohun, W. de Hexteneston, W. Lebarbur, Roger de Paxton and R. de Treenggre, monks, to elect, when their choice fell on Hugh, who thereupon came to the pope, and on being examined by three cardinals, his election is confirmed./Concurrent letters to the convent of St Albans, to the vassals of the monastery, and to the king. (1310)"——*Cal. Pap. Let.*, II, 66.

この文書の受給者ヒューが聖オールバンズ修道院長に選挙され，教皇がこれを裁可した。選挙は同修道院の "prior and convent" つまり参事会からの委任に基づいて9名の選挙人によって実施され，ヒューが院長候補者に選出された。そこで彼は教皇のもとへ出頭し，3名の枢機卿による適格審査を経て院長職就任の裁可を受けたという。斜線以下の記載は，同趣旨の文書が現地参事会や修道院の "封臣" のほかに，国王エドワード2世へも発給・送付されたことを示している。"司教補佐" が選挙人9名中の筆頭にあげられていることに注目しておこう[3]。

3) ヒューの死亡後の後任選挙もまた9名の選挙人によってなされ，そのばあいにも "司教補佐" が筆頭にあげられている。"To Richard de Wallingford. Appointment to the office of abbot of St Albans……the election made of himself by *archdeacon* Richard de Paxtone and eight delegated monks. (1328)"——*Ibid.*, p. 269. なおこの "司教補佐リチャード" は [A-6] においても選挙人になっているが，前回は単に "修道士" の資格で記載されている。次回の選挙人もまた9名で，やはり "司教補佐" が筆頭者になっている。"To Michael [de Mentmore], abbot of St Albans. Confirmation of his election made by Nicholas Brown, *archdeacon*, William de Nedham, sub-prior, R. de T., W. de W., N. de B., R. M., Roger de Belvero*, Walter de Canville*, J. C., monks. (1336)"——*Ibid.*, p. 531. "司教補佐" はニコラスに変わっている。なおこのばあいの "sub-prior" とは同修道院の参事会長 prior の補佐役であろうが "司教補佐" が "参事会長補佐" の上位に書かれていることに注目したい。*印の2名は [A-7] にも登場する。

[A-7] “To Thomas [de la Mare], abbot of St Albans. Confirmation of his election on the death of abbot Michael, the nine electors being himself, then prior of Tynemouth, William, prior of Belvoir, Henry, Prior of Wymundham, Adam, prior of Beaulieu, Thomas, *archdeacon* [of St Albans], John the cellarer, Roger de Belvero, Walter de Carville [*sic*], and A. de Wittenham, monks of the said monastery, to make choice./Concurrent letters to the convent, to vassals of the monastery, and to the king Edward [III] (1349)”——*Cal. Pap. Let.*, III, 339.

このばあいも選挙人はやはり9名である。しかし“司教補佐”トマスは筆頭者になっていない。筆頭者はタインマウス支院長トマスで，結局は彼自身が院長候補者に選出された。ビーヴァ支院長ウィリアムがこれに次いでいる。タインマウスやビーヴァにとって聖オールバンズ修道院は母院であるが，ウィンダムやビューリに対しては直接に母＝娘の関係がない。しかも後者ビューリは別系列のシトー会派に属している。いずれにせよ“司教補佐”トマスの名は4名の“prior”の次に書かれ，彼の後には本院の“cellarius”すなわち食料・飲料等の調達責任者ジョンが続いている。

“司教補佐”の名は [A-6] では2名の“プライア”よりも上位に書かれていたのに対して，[A-7] では逆に下位になっている。何故か。筆者の手もとの史料・文献だけではその点を十分に説明しえないが，おそらくは“プライア”の称号それ自体の多義性に，従ってこの称号の保有者の間でも地位の上下格差があることにその理由があろう。聖オールバンズ修道院は本院のほかに複数の支院をもち，全体の首長つまり院長はいうまでもなく“abbot”である。“プライア”の称号はまず本院の参事会長の称号であり，支院では支院長がこの称号を帯びる。聖オールバンズの“司教補佐”は序列において本院の参事会長の下位にあり[4]，また本院の参事会長補佐つまり“sub-prior”との関係においてはその上位にあった[5]。支院長との関係においては [A-6] の記載からしてハットフィール

ド＝ペヴリル支院長の上位と推定され，他方では [A-7] の記載からおそらくタインマウス支院長・ビーヴァ支院長の下位であった。いずれにせよこれらの記載から，聖オールバンズ修道院全体の階層秩序における“司教補佐”の地位が推定される。

4) John de Bolum は1264年に“司教補佐”として，1275年には本院の“参事会長”として書かれている。A. E. Levett, *Studies in Manorial History*, 1938, p. 126 n. 5. 司教補佐から本院参事会長への昇格であろう。また Robert Chestan は1374年以来“cellarer”の職にあり，1380年には“archdeacon”とも併記されているという。*Ibid.*, pp. 222 f. 要するに双方の役職の兼任もありえたということである。

5) 前出 注 3)。

[B] “To John [Kempe, archbishop of York], cardinal priest of St Balbina's. Mandate as below. The pope has recently learned that upon Thomas [Beckington], bishop of Bath and Wells, making a visitation of the monastery of St Mary, Glastonbury, and finding abbot Nicholas and a number of the monks to be delinquent, the said abbot and convent, probably fearing that the bishop would inflinct penalties on account of their crimes and excesses, asserting that to the abbot and convent and their *archdeacon*, under pretext of certain privileges, compositions and lawful prescription (which privileges the abbot and convent allege to have been granted to the abbot and convent by the late John [Stafford], bishop of Wells, by his ordinary authority and confirmed by papal authority) belonged all jurisdiction and the exercise thereof, and the right to punish crimes and excesses of both clerks and laymen dwelling within the bounds of the *archdeaconry* of Glastonbury and of the parish churches and chapels thereof……(1446)”——*Cal. Pap. Let.*, VIII, 244 f.

この教皇文書は，バース＝アンド＝ウェルズ司教とグラストンベリ修道院長との係争に関してヨーク大司教にその審問担当を指示したものである。ここでは前半部分，すなわち司教トマスから教皇への請願書の要旨

を反復した部分だけを引用した。これによれば司教は同修道院への巡察を実施し，その結果として院長や修道士の違反行為を発見した。院長等は司教からの制裁を懸念しているらしく，あれこれ口実を設けて抗弁した。ことがらによっては特権を主張し，またすでに和解や時効が成立しているという抗弁がそれである。しかもそれらの特権は「前司教ジョンが司教職権によって容認したもので，教皇から裁可をえている」ものとして主張されている。

この文書で注目すべきは，まずグラストンベリの“司教補佐管区”[6]なるものの存在に言及されていることであり，またその管区の居住者に関しては，聖職者・俗人の別を問わず，一切の裁判管轄権が「修道院長・修道士共同体ならびに“司教補佐”に帰属する」という主張の部分である。仮にこの主張が正しいとすれば，グラストンベリの“司教補佐管区”はバース＝アンド＝ウェルズ司教との関係において完全免属の領域であった。いいかえると空間としては管区司教の裁判管轄“圏”の中に位置しながらも，現実にはまさに治外法権領域になっているということである[7]。

6) 聖オールバンズ“司教補佐管区”は前節の<第1図>に暗色の地紋で示したが，グラストンベリ“司教補佐管区”は『ヴィクトリア州史』の教会地図に領域が明示されていないので<第6図>でもそれを明示しえなかった。

7) *Cal. Pap. Let.*, IX, 544. ここにほぼ同文の文書が収録されている。前者の“5 Kal. June, 1466”（5月28日）に対して後者の日付は“Prid. Id. Nov. 1466”（11月12日）であり，ほぼ半年後に同趣旨の文書があらためて発給されたことになる。

では“免属 exemption”とは何か。その問題については筆者自身がすでに別稿[8]で詳細に述べているので，ここでは要点を反復するだけに留める。司教の裁判管轄権からの“免属”の特権は，修道会あるいは修道院のほかに王立自由礼拝所あるいは王立共住聖堂にも与えられた。免属の修道会・修道院とは，J. H. デントンによれば以下の通りである[9]。

(1) Exempt Orders: Cluniacs, Cistercians, Premonstratensians,

Military Orders.

(2) Benedictine Houses: Bury St Edmunds, St Albans, Malmesbury, Evesham, St Augustine's Canterbury, Westminster.

(3) Abbly of Augustinian Canons: Waltham Holy Cross.

これら3群のうちで (1) の修道会では修道会それ自体が一括して免属されているのに対して，(2) の修道会においては免属特権が個別に認可される。(2) にグラストンベリ修道院が記載されていない。そのことはこの修道院が免属修道院に数えられていないことを意味する。この事実は，史料 [B] における完全免属の主張との関係においてどのように解釈すべきか。

8) 拙稿「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J. H. デントンの所説に関する覚書（上・下）」『北海道大学文学部紀要』通巻 65・66 号 (1989 年)。以下これを「拙稿，1989」と略記。ほかに「＜再説＞聖マルティヌス大聖堂——J. H. デントンの所説に関する覚書」同上通巻 67 号 (1989 年)。以下「拙稿＜再説＞，1989」。修道院の“免属”については「拙稿，1989 (上)」16 頁以下。

9) J. H. Denton, *English Royal Free Chapels 1100-1300*, a Constitutional Study, 1970, pp. 16 f.

筆者の手持ちの史料・文献だけでは速断を避けざるをえないが，このばあいには修道院側の主張に無理が感じられる。仮に“完全免属”の立証が可能であれば，司教の“巡察 visitation”それ自体を拒否しえたであろう。しかし巡察は現実になされており，係争はその結果として発生した。修道院側の主張の根拠は，上記の通り前司教の容認と教皇の裁可との2点である。前司教ジョンの在任期間は 1424 年から 1443 年までのほぼ 20 年間で，係争は新司教就任3年目の 1445 年に発生している。最大限 20 年程度の近い過去にもかかわらず，修道院側は前司教の容認なるものを現司教に対して立証しえず，また教皇の裁可についてもこの文書を見る限り教皇側から追認されていない。教皇がヨーク大司教に審問担当を指示したということは，教皇の裁可それ自体も明確な物証を欠いているからではないか。

いずれにせよ聖オールバンズ修道院やグラストンベリ修道院には“司

教座”が存在しないにもかかわらず，両修道院長のもとにはそれぞれ“司教補佐”が現実に存在した。しかも前者には広大な免属の“司教補佐管区”が存在するのに対して，後者では一時的に免属の主張がなされたにせよその主張を貫徹しえなかった。グラストンベリ修道院の本領はTwelve Hidesと呼ばれ，その領域内の6聖堂が12世紀後半にウェルズ司教補佐の所管から除外されてグラストンベリ“司教補佐”の所管に移された。しかしそのことは修道院それ自体の完全免属を意味しないのみか，その後もしばしばバース＝アンド＝ウェルズ司教の巡察を受けている[10]。免属の対象が本領としての“12ハイド”だけに限定され，本院自体はその対象から除外されていたということか。

10) *V. C. H. Somerset,* iii, 87 ff.

免属の実態は，このように両修道院間においてもなるほど一様ではない。しかしいずれの修道院長も配下にそれぞれ“司教補佐”をもっていた。では“司教”不在の領域に“司教補佐”が存在するのは何故か。その理由はむしろきわめて単純である。

王立自由礼拝所にせよまた修道院にせよ，それが免属であるということ，すなわち管区司教の裁判管轄権への服属を免除されるということは，その免属領域に関して礼拝所の参事会長や修道院の院長が司教相当の裁判管轄権を掌握し，その行使権を認められていることと同義である。両修道院長の配下の“司教補佐”とは，院長＝司教の補佐役の意味であり，あるいは“院長補佐”の別称にほかならない。本稿（上）の冒頭でも述べたように，司教は司教座聖堂cathedral“内部”の管理・運営の分野において司教座参事会長deanを補佐役とし，聖堂の“外部”つまり司教管区dioceseにおける裁判管轄権の行使においては司教補佐を補佐役とした。両修道院においては，本院の修道参事会長priorと院長＝司教の“補佐”との間に同様の役割分担が見られる。

教皇を頂点として大司教 ⇨ 司教 ⇨ 司教補佐 ⇨ 地方主任司祭という系列の裁判管轄権は“ordinary jurisdiction”と呼ばれる。これは一方

でこの系列に含まれない“extraordinary jurisdiction”の存在を示唆する。では“正規‘外’の裁判管轄権”とは何か。結論だけを端的にいうならば，それは“正規の裁判管轄権”からの免属領域に適用されるもので，その免属領域とは王立自由礼拝所とその司牧管区であり，また免属の修道会・修道院の施設・所領がそれであった。王立自由礼拝所の“自由”とは，すでに別稿で詳細に述べたように“正規の裁判管轄権”からの免属 (exemption) を意味した。しかし免属とはいえカトリク教会の秩序に包括されていることからして，免属領域は“教皇直属”と考えられた[11]。免属領域は“peculiar”とも呼ばれる[12]。本稿は前出の拙稿[13]との対比でいえば主として“正規の裁判管轄権”の執行者を問題とする。しかし本節では聖オールバンズ・グラストンベリ両修道院領における院長配下の“司教補佐”に関連して“正規‘外’の裁判管轄権”の執行者にも言及した。

11) “sedi apostolice in spiritualibus immediate subiecte 霊的事項に関して教皇座直属”「拙稿，1989 (下)」27頁。

12) PECULIAR: a place exempt from the jurisdiction of the bishop of the diocese in which it is situated; it may be a parish, a group of parishes or a chapel……: (1) Monastic Ps. (2) Royal Ps. (3) Archepiscopal Ps. (4) Episcopal Ps. (5) Cathedral Ps.——F. L. Cross et al. (ed.), *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, 2nd ed., 1983.

13) 注 8)。

では修道院長のもとに“司教補佐”が配置されたのは，聖オールバンズ・グラストンベリ両修道院領だけの特殊事情であるか。

[C] “Item xxix°. die Nobembris obiit frater Nicholaus Litlyngton abbas Westmonasterii et xvii°. die decembris fuit sepultus.…… Igitur xxi°. die Decembris celebrata electione electus est per viam compromissi farter Willemus Colchestre *archidiaconus dicti monasterii* in abbatem.”——*Polychronicon Ranulphi Higden Monachi Cestrensis* (Rolls Series 41), IX, 89 f.

ウェストミンスタ修道院長ニコラスが1386年11月に死亡し，その後任

としてウィリアム＝オヴ＝コウルチェスタが選出された。新院長は“同修道院の司教補佐”であったと書かれている[14]。包括的免属の修道会に所属しない個別免属の修道院には，上記の通り聖オールバンズ・ウェストミスタ両修道院のほかに，ベリ聖エドマンヅ・マームズベリ・カンタベリ聖アウグスティヌス・ウォールタム聖十字架の各修道院がある。しかしこれらの4修道院については『ヴィクトリア州史』の該当の巻からも，またヘンリ3世からヘンリ7世までの『開封勅許状簿』[15]からも“司教補佐”に関する情報がえられなかった。正規“外”の“司教補佐”は，聖オールバンズ・グラストンベリ・ウェストミンスタの3修道院だけの例外であろうか。

14) 同修道院の“司教補佐”については，手もとの史料だけでも次の3点の記録がある。*Calendar of Patent Rolls, 1232–47*, pp. 474, 478 (1246); *Cal. Pat. R., 1476–85*, p. 156 (1479).

15) 聖オールバンズ修道院の“司教補佐”については，他に4片の情報がえられた。*Cal. Pat. R., 1232–47*, p. 111 (1235); *Cal. Pat. R., 1266–72*, pp. 234 (1268), 256 (1268), 403 (1270).

本題に戻る前に，さらに2点の史料に触れておきたい。

[D] “Queen Isabella. On behalf of her clerk and receiver, William de Walcote, for a canonry and prebend of Lincoln, notwithstanding that he has the church of Gaytyngton, value 50 *l.* and the *archdeaconry of St Peter's*, York, value 50 *l.* (1353)”——*Cal. Pap. Reg., Petitions to the Pope*, I, 243.

この文言は，ヨーク大司教の“司教管区”内に“聖ペトルス司教補佐管区”が存在したような印象を与える。しかし本稿（上）第2節［第1表］から明らかなように，そのような司教補佐職は存在しない。問題のウィリアムとは，この時期に東ライディング司教補佐[16]であった。“聖ペトルス”とはヨーク＝ミンスタの守護聖者であり，ここではそれがヨーク大聖堂あるいはヨーク“司教”座の意味で用いられている。さらにヨーク“司教”のもとには，このほかにもクリーヴランド・ノッティンガム・

リチマンド・ヨークの4補佐職が置かれた。これら4名もまたヨーク“司教”の補佐職であるという点において“聖ペトルスの司教の補佐職”にほかならない[17]。なおこの補佐職は年収にして50ポンド相当であるというが，年収の意味については本稿（下）であらためて検討する。

16) John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae, 1300-1541*, VI (Northern Province), 22.

17) “Grant to William de Walcote of the *archdeaconry of the East Riding in the church of St Peter, York*, in the king's gift by reason of the voidance of the archbishopric of York. (1352)”——*Cal. Pat. R, 1350-54*, p. 383. この文言と比較して明らかなように，上記の“archdeaconry of St Peter's, York”とは“archdeaconry of the East Riding in the church of St Peter, York”の省略表現である。同様の事例はほかにもある。“Ric[ardus] archid[iaconus] de Lund[onia] deb[et] .xx. m. et .vi. de Mi[sericordia]. S[et] Mortu[us] est. (1173/74)”——*Pipe Rolls, 20 Hen. II.* p. 69. この人物はロンドン補佐管区ではなくてエセクス補佐管区担当の司教補佐である。従ってこのばあいの“de Lundonia”は“of London diocese”と推定される。John le Neve, *Fasti 1066-1300*, I (St Paul's, London), 12 f. 同様の事例について Cf. *Ibid.*, p. 18.

[E] “……necnon super fructibus redditibus et prouentibus *archidiaconatus Bircome* Norwicen. dioc. (on the fruits etc. of the *archdeanonry of Bircome*[Bircham ?], in the diocese of Norwich) ……(1443)”——*Cal. Pap. Let.*, IX, 287.

この史料もまた“バーチャム司教補佐職”の存在を意味するものではない。ノリヂ司教のもとには，ノーファク司教補佐のほかに3名の司教補佐が置かれていた。ここに記載されているのは，ノーファク司教補佐の職位に帰属する所領がノーファク州内のバーチャムに存在したということではないか。要するにヨークの“聖ペトルス司教補佐管区”とは“東ライディング司教補佐管区”の間接的表現であったが，ノリヂ司教管区のばあいにはバーチャム“司教補佐管区”もバーチャム“司教補佐職”も存在しない。あえていえばバーチャムにノーファク“司教補佐領”の存在が推定されるにしても，その実態についてはさしあたり不明といわ

ざるをえない。

[V]

本稿は主として“正規の裁判管轄権”の執行者を問題にするといいながら，前節では“正規‘外’の裁判管轄権”の執行者にも言及した。そこで本節では，次節以降の実態検証にそなえて，これまでの知見を念のため概説の文脈と照合しつつ整理しておきたい。本稿（上）第1節に続いてフランク＝バーロウの概説[1]に注目しよう。なおこの概説の原文には，表現が過度に簡略で真意の不明な点が少なくない。そのような部分には筆者の判断に従って説明を補足して意訳した。また本稿で問題とする“裁判管轄権”とはもっぱら教会 sacerdotium 系列の裁判管轄権であって，王国 regnum 系列の裁判管轄権に言及されることはない。

> 「司教補佐管区はさらに地方主任司祭管区 rural deaneries に分割された。しかしその分割の過程は，dean という称号が多様な役職の占有者に共有された結果として，識別が不可能になっている。地方主任司祭制度の導入時に，従来の聖堂区群 parochial groupings が単にその呼称だけを変更するという事例もおそらくは少なからず，旧ミンスタが上位の司牧権限 superior parochial rights を帯びていたところではその管区がそのまま地方主任司祭管区と改称された[2]。従って地方主任司祭管区は，概してハンドレドに，またハンドレド相当の世俗行政単位[3]に対応した。この転換作戦はおそらく1108年までに完了し，地方主任司祭は配下の司祭の規律の維持に関する教令の執行者という点において司教補佐と同一の役割を分担することになった。主任司祭が職責不履行の際には，当然のこととして主任司祭職を失うことになる。主任司祭はなるほど司教補佐の権限を代行したが，その身分においては司教補佐を媒介せず司教直属の下僚であった。

これはまさに“正規の裁判管轄権”に関する記述であり，司教補佐管区

の下位区分としての主任司祭管区あるいは主任司祭職の形成過程が簡略に述べられている。なるほど“dean (decanus)”という称号は地方主任司祭のみならず在俗共住聖堂の参事会長や司教座聖堂の参事会長の称号でもあり，単に“デカーヌス”というだけでは実態の識別が困難である。ここでは最後の指摘，すなわち主任司祭もまた直接に司教から任命された[4]という指摘を念頭に留めよう。

1) F. Barlow, *The English Church, 1066-1154*, (1970) pp. 49 ff.

2) アングロ＝サクソン期の“old minster (<monasterium)”は「拙稿，1989 (上)」(7頁，24頁) でも述べたように，狭義の修道院に限らず在俗聖職者の共住聖堂でもありえた。しかも旧ミンスタは広大な領域にわたって母聖堂つまり中心聖堂の地位を占め，配下に複数の娘聖堂 (聖堂区聖堂) をもった。ここでバーロウのいう“上位の司牧権限”とは，娘聖堂の司牧権限との対比を示すものであろう。

3) ヨーク・リンカン・ノティンガム・ダービ・ラトランド・レスタの各州では“wapentake”がハンドレドに相当する。しかしバーロウの記述はあくまでも概説の記述として許容されるに過ぎない。そのことについては本稿 (上) 第3節でも触れた。

4) 本稿 (上) 第3節では，サマセトにおける地方主任司祭の輪番制に言及した。輪番とはいえ司教からの直接の任命である。

「スティーヴン治世 (1135–54) の初期 (1135–39) に国王の最高司法官ソールズベリ司教ロジャは，レディング修道院のために大法官府の令状と同一書式の令状を発給した。令状の宛名は“*archidiacono* de Berkesire et omnibus *decanis*, et toti clero de Berkesire”すなわち“バークシャ司教補佐およびバークシャのデカーヌス全員・聖職者全員”となっている[5]。また彼は1113年頃に1通の令状を発給し，その中に“Et nisi feceritis, Ilbertus *decanus* interdicat divinum officium”すなわち令状受給者が“命令不履行の際にはデカーヌスとしてのイルバートが聖務禁止処分を執行すべきこと”という文言が見られる。彼はおそらくバークシャの地方主任司祭の一人であろう[6] (原文50頁)。

この部分は史料からの引用を併記して意訳した。このような文脈におけ

るデカーヌスは，いずれも地方主任司祭を意味するものと考えられている。バーロウがこの史料に言及したのは，12世紀前半のうちに司教補佐職と並んで地方主任司祭職が導入されていることの例示であろうか。

5) “Rogerius episcopus Sar[esberiensis] archidiacono de Berkesire et omnibus decanis, et toti clero de Berkesire, salutem. Prohibeo quod nullus regat scolas apud Radingiam, nisi consensu et bona voluntate abbatis et conventus. Teste……” E. J. Kealey, *Roger of Salisbury, Viceroy of England*, 1972, p. 258.

6) “Rogerus episcopus Saresberie Adelelmo de Kingestuna et Roberto de Bachepuz, salutem. Precipio vobis quod reddatis ecclesie de Abbendona rectitudines quas illi debetis de ecclesia vestra de Kingestuna. Et nisi feceritis, Ilbertus decanus interdicat divinum officium apud Kingestuna.” *Ibid.*, p. 230.

「この機構の貫徹を阻むものとして各種の特権領域 franchises が存在し，しかもそれらは特別な地位を背景とする変則の存在となっていた。同一修族 monastic congregations 内の系列関係は，司教管区の境界を超えていた。また1154年以前のイングランドには全面免属の修道会が存在せず，完全免属・免属確定の個別修道院も存在しないにもかかわらず，修道院の本院 monasteries は特殊な権限をもって配下の支院 priories や娘聖堂 churches を統括していた。

聖オールバンズ修道院は，上記の通り北方ダラム司教管区内のタインマウスやリンカン司教管区内のビーヴァに支院をもっていた。本院の支配が司教管区の境界を超えて同一修族の支院に及ぶということは，支院所在地の管区司教の権限の一部を制約することになろう。ここではいわゆる“正規‘外’の裁判管轄権”に言及されている。

「有力な個人や法人からの *Eigenkirchen* の主張の事例，すなわちその聖堂に関して私有聖堂としての権利を主張する事例は，さらに広い範囲に及んでいた。まず司教直属の所領・聖堂はその司教管区内でも概して別格の存在として管理され，他の司教管区内においても

何らかの特権的な地位を認められた。また法人としての司教座参事会や修道院は，それぞれ直属の所領・聖堂について同様の権利を主張した。王立礼拝所については，国王から私有聖堂としての権利主張がなされた。

ここで“私有聖堂に関する権利主張”とは，その聖堂に関する“私的所有権”の主張であり，教会系列の正規の裁判管轄権からの免属を主張することにほかならない。本稿（上）第3節の＜第3図＞で [BpL] の記号で表示したところは，ロンドン司教直属と推定される。その意味はミドルセクス司教補佐の裁判管轄権に委ねることなく，ロンドン司教自身がこれらを別格の領域として直轄するということであろう。またやはり＜第3図＞に関連して説明したように，カンタベリ大司教はサリ州内のクロイドン主任管区を直轄しており，＜第3図＞の [AC 1・2] はその飛び地であった。クロイドンの主任管区は，サリ州内にあるにもかかわらずウィンチェスタ司教管区に含まれず，権限関係においては同司教と無縁であった。司教管区の境界線は，同一修族内の系列関係のみならず大司教自身によっても超えられた。＜第4図＞でも示したように，大司教自身の“司教管区”はケント州内の一円地だけに限定していえばなるほど狭い。しかしその全体は，各地に大小各種の飛び地をもつ所領複合体であった。なお＜第3図＞における [DCL] の部分は，法人としての司教座参事会に直属する。またバーロウは，王国内各地の王立自由礼拝所をも“私有聖堂”の一種として考えている。

「これらの主張はすべていわば私的所有権 private ownership の観念に由来し，グレゴリウス改革の意図は，まさにこの強固な観念を根底から排除することにほかならない。しかもこれらの主張は，改革による司教職の活性回復以前における教会秩序の実態を反映しており，また司教補佐職・地方主任司祭職の創設という新動向への対抗でもあった。

司教補佐職・地方主任司祭職の創設は，グレゴリウス改革の延長線上に

おける教会再編成の一環としてとらえられており，また王立自由礼拝所の権利主張を含めて私有聖堂の主張は，この動向に対する既成権力側の防戦としてとらえられている。バーロウのこうした理解は，基本的に J. H. デントンの理解とも一致している。またすでに別稿で詳細に祖述したように，デントンの著書の最終章の表題は“霊的自由の残存”であった。この“残存”とは，王権側の防戦の結果として王立自由礼拝所の特権が存続することを意味する。

「主張の主体が有力な教会人であるときは，当然のことながら異論が提起されるはずもなく，それのみか主張の根拠をその時代の法律用語によって補強することも可能であった。1070年以後には，二つの運動の対抗が見られる。一方では俗界の特権享受者が権益の実効を確保すべく，権原の明確化を追求した。私有聖堂が世襲の牧師に占有され自立化しているときは，その占有者を排除して直接の支配を強化し，また私有聖堂への寄進財産の俗有化を進めた。支配権の正当化のためには，平穏な占有 peaceful (peaceable) possession を証明する必要があり，あるいは権原立証のための証書を取得するか偽造するか，そのいずれかの努力を必要とした。他方では司教の側において，画一的な制度の貫徹のために変則的存在の廃絶の運動が展開された。またその運動は司教補佐によって進められることもあり，しかも教会当局が規範の一元化を志向したことによってとりわけ進展した。既存の免属特権を主張し防衛する側にとっては，また時効による取得 prescription を論拠とする側にとっては，主張の貫徹が困難になってきた (原文51頁)。

一方に俗界の特権享受者の側における守勢の運動があり，他方に聖界の司教・司教補佐の側からの攻勢の運動があって，このいわゆる“二つの運動”は後者優勢の方向へ推移したということである。引用中の“平穏な占有”とは，占有権に関して現に係争がなく，あるいは他人から返還請求を受けている事実もないということであろう。また“時効による取

得を論拠とする”ということは，権原を立証するために適切な文書を提示しえず，遠い過去からの平穏な占有の継続という既成事実しか論拠がないということか。

「特権領域というものはそれぞれの歴史において多分に個性的であるが，若干の一般的な傾向も見受けられる。まず特権の主張者が司教自身であるばあい，その主張は最高度に達成される。司教相互間では，相互の免属領域に対して概して寛容になるからである。また国王は免属特権の主張者としては後発に属するが，その主張の達成度においては驚異的であった。

特権は，いうまでもなく個別に取得され形成される。従ってその歴史が個性的であるのはむしろ当然である。司教は他の司教の管区内に飛び地をもつことがあり，その飛び地に関して免属特権を主張することもあろう。相互の“寛容”とは，そのようなばあいの姿勢を意味する。同僚から寛容を期待するには，同僚に対して寛容でなくてはならない。相互の“寛容”の結果として，それぞれの司教管区の自己完結性は相互に侵害されることになる。ここではまた国王にも言及されているが，その免属特権の主張とは王立自由礼拝所に関する特権の主張であろう。

「司教は同僚司教や国王には妥協したが，他の特権主張者との対抗関係においては概して権限の貫徹に成功する。特権として存続しえたのは，とりわけ有力な論拠を顕示しうるものに限られた。11世紀・12世紀においては，免属特権の主張に当って *episcopalia* の占有資格を主張することが通例になっていた。エピスコパリアとは司教の慣習上の権限 episcopal customs であり，司教がその管区において享受する各種の財政上の権限を意味する。しかしこれらの主張は，仮に占有資格を立証しえたとしても，主張者自身が司教でない限り司教権限をもつ特権領域 episcopal franchises すなわち現地所管司教 local ordinary の裁判管轄権から完全免属の領域を形成するにはいたらなかった。

ここでもまた，ある司教が他の司教の管区内に飛び地をもつばあいについて言及されている。そのばあいには，飛び地に関するエピスコパリア権限の主張者自身が他管区所管とはいえ教会法上の身分において司教であり，その司教自身が現地所管の司教を排除してその飛び地を完全な司教権限によって支配する[7]。ではエピスコパリア権限の主張者自身が司教でないときには，どのような位置づけがなされるか。

7) たとえばヨーク大司教はウスタ司教管区内のチャーチダウンに飛び地をもち，その飛び地はウスタ司教からの完全な免属領域になっていた。このばあい完全な免属を可能にしたのはヨーク大司教自身が“司教”であり，ウスタ司教に依存しなくても司教職に固有の霊的権限を行使しえたからである。「拙稿，1989（下）」25頁。

「ある特権享受者がエピスコパリア権限の占有資格を立証しえたとしても，それらの権限はすでに司教補佐職相当の権限に降格されていることがあった。同様のエピスコパリア権限がすでに司教補佐へ委託されていたからである。また司教座参事会や修道院に付属する聖堂区は，特権領域として後代に存続するものの大半を占めており，12世紀の後半にはその大半が司教補佐級あるいはそれ以下の免属領域と考えられている。エピスコパリアの降格の結果である。なお正規のハンドレドに対して“私有ハンドレド”が考えられるように，司教補佐級の免属領域はいわば“私有司教補佐管区”であった。

ここでは，エピスコパリアが“司教補佐職相当の権限に降格されている”という指摘に注目したい。この点は，司教補佐職の性格を理解する上できわめて重要な指摘である。エピスコパリアとは字義にそくしていえば司教権限であり，司教の慣習上の賦課・徴収権限である。その権限の本来の行使権者は，当然のことながら司教自身である。しかし司教からの委託によって司教補佐がそれを行使することもあり，また補佐への委託が常態化すれば評価の低下つまり“降格”もありえよう。司教補佐職に固有の賦課・徴収権限としては *archidiaconalia* (archdiaconals)

という術語もある。当面はアルキディアコナリア・エピスコパリアの異同を詳細に検証する手段がない。いずれにせよエピスコパリアの現実の行使権者は，常態として司教よりもむしろ司教補佐であり，また司教補佐ですらないということもありえた。しかもその行使権者が地位において司教補佐に及ばないときには，司教補佐職相当の権限の行使者であるということから逆に，これをいわば司教補佐に準ずるものと見なしたという。バーロウがいう“私有司教補佐管区”とは，教会の階層秩序における正規の司教補佐の管区に対して，いわば“準司教補佐”級の免属領域であろう。

> 「またこれら私的特権領域がその特権を確定する過程において，特権それ自体は当初の“a personal, movable franchise”から“an established list”へと，すなわち対人的・可動的特権からいわば確定領域へと変化をとげていた。いいかえると前者は特権享受者のいずれかの時点における占有聖堂の総数によって構成され，後者は地理的空間として確定されている[8]。

ここに見られる“対人的・可動的”という形容詞は，一般に“動産的”と同義に用いられる。他方の“確定領域”とは，不動産の意味であろうか。では特権が動産から不動産に変質するとはどのような意味か。この過度に簡略な表現からは，バーロウの真意を判読しがたい。また“いずれかの時点における占有聖堂”という表現も，明解とはいいがたい。その“聖堂”が空間的に聖堂自体とその境内との範囲に留まるか，付属聖堂区全域をも含むか。その点について明言を欠いているのは遺憾である。従ってここでは，免属特権が確定する時点で何らかの領域性を帯びていた，という見解を読取るだけに留めざるをえない。

8) 念のため原文を引用しておこう。“Also in the course of establishing the liberty it had changed from a personal, movable franchise, consisting of all churches belonging at any time to the immunist, to an established list, a definite geographical area.” (p. 51)

「このような免属領域は必ずしも聖界のみに限定されず俗界にもその同類 secular counterparts があった。また当時の風潮として特権に対する信仰が支配的であったことからして，この種の領域はあえて異例として特筆するまでもない。さらにこの種の領域の存在は，教会の管理体系を僅かばかり複雑にしたとはいえ，それを大きく混乱させることはなかった（原文51頁）。

免属領域に関して俗界の“同類”に言及されているが，その意味も判然としない。可能性としては，まず前出の“私有ハンドレド”が同類である。バーロウは別の文脈において州長官を司教補佐の“secular counterpart”と見なしているので，その可能性を否定しえない[9]。またやはり前出の共住聖堂参事会や修道院の付属聖堂・聖堂区との対比で，王立自由礼拝所のように俗人の王侯をパトロンとする聖堂・聖堂区も同類である。筆者としては後者の意味で理解しておきたい。いずれにせよバーロウは，正規の教会秩序における正規“外”の免属領域の比重について過大評価を戒めているといえよう。本稿（上）第3節の＜第1図＞においては，聖オールバンズ修道院の免属領域が一円地として優に地方主任司祭管区に相当する面積を占めていた。しかし他の州では免属領域が多数にのぼるとしても，それぞれの大半は聖堂区規模かそれ以下の規模に限られる。聖オールバンズ修道院の事例あるいはハーファド州の事例こそは，まさに異例といわざるをえない。

9) *Ibid.*, p. 156.

＊　＊　＊　＊　＊

バーロウの概説における司教補佐関係の記述は，もとよりこれだけに留まるものではない。しかし本稿の意図からすれば，以上の引用だけで十分であろう。次節以下との関連で，その中から3点だけを再確認しておきたい。

○ 第1点。司教補佐と地方主任司祭との関係において，司教補佐は主任司祭に権限の代行を期待しえたが，主任司祭もまた身分においては司教補佐を媒介せず司教直属の下僚であった。

○ 第2点。エピスコパリア権限は，その名称にもかかわらず司教補佐職相当の権限に“降格”されていた。また逆にエピスコパリア権限の行使権者は，その行使権者であることからして“準司教補佐”級と見なされることもあった。

○ 第3点。正規の司教補佐管区とならんで，いわば“私有司教補佐管区”としての免属領域も存在した。

バーロウの概説の下限は1154年であり，本稿の上限は1300年である。それにもかかわらず本節でその一部を引用したのは，まずもってこれが教会史関係では比較的最近のしかも標準的な概説であるという判断による。また司教補佐職・司教補佐管区は12世紀中葉までにほぼその輪郭を整えており，教会秩序全体におけるその位置を概観するには，また同時に本稿の叙述の前史相当部分を概観し素描するには，本書が現時点で最適の文献であると考えたからにほかならない。

[VI]

この節では，若干の具体的な人物に即して司教補佐職の実態の一面を概観したい。その人物とはまず下記のジョン＝モートンである。彼は聖職者としてはイーリ司教職やカンタベリ大司教職を歴任し，晩年には枢機卿に列せられた。また国王行政の分野では死亡時まで大法官の職に留まったが，彼に注目する理由はむしろ司教就任以前の聖職歴の特異性にある。次の経歴一覧表は，前出の『聖職者目録』[1] から彼に関する情報を年代順に抽出し配列したものである。

(1) **John Morton** (1420?–1500):
Chancellor [1487–], Cardinal [1493–]

A 1453 (3 Dec): prebendary of Dinder (Bath and Wells) [–1476 (9 Feb)]

B 1458 (9 May): subdean of Lincoln[2)]

C 1458 (–…): prebendary of Fordington and Writhlington (Salisbury) [–1476]

D 1459 (11 Feb): prebendary of Corringham (Lincoln) [–?]

E 1461 (–March)[3)]: archdeacon Norwich [resigned before July 1462]

F 1472 (–…)[4)]: archdeacon of Norwich [–1477 (3 Jan)]

G 1472 (26 Oct): prebendary of Islington (London) [–1473]

H 1473 (12 July): prebendary of Chiswick (London) [–1478 (24 Dec)]

I 1474(9 May): archdeacon of Chester [–1478 (24 Dec)]

K 1475 (5 March): archdeacon of Winchester [–1478 (24 Dec)]

L 1475 (27 March): archdeacon of Huntingdon [–1478 (3 Jan)]

M 1476 (9 Feb): prebendary of St Decumans (Bath and Wells) [1478 (24 Dec)]

N 1476 (23 Apr): prebendary of South Newbald (York) [resigned before 20 Jan 1477]

O 1476 (10 Sept): prebendary of Horton (Salisbury) [1478 (24 Dec)]

P 1476 (6 Nov): archdeacon of Berkshire [–1478 (24 Dec)]

Q 1476 (10 Dec): prebendary of Exeter (Exeter) [–1478 (24 Dec)]

R 1477 (3 Jan): archdeacon of Norfolk [–1478 (24 Dec)]

S 1478 (3 Jan): archdeacon of Leicester [–1478 (24 Dec)]

T 1478 (24 Dec): bishop of Ely [–1486 (6 Oct)]

U 1486 (6 Oct): archbishop of Canterbury [d. 1500 (15/16 Sept)]

1) John le Neve, *Fasti, 1300–1541*, 12 vols.

2) 同年中に辞任している。

3)・4) 史料に登場する年月であって，就任の年月は不明である。

『聖職者目録』は，司教・司教座参事会長・司教補佐などのほかに司教座の参事会員聖職禄[5)]の占有者も収録している。いいかえるとこの目録は司教座ごとに編集されており，司教座関係の主要な聖職禄の占有者の目録ではあるが，司教座以外で何らかの参事会員聖職禄を占有したか

否か，あるいはその他の一般聖職禄を占有したか否かには言及されていない。従って上記AからUまで21件の情報はいずれも司教座関係の聖職禄に関するものであって，たとえばオクスフォド大学での要職や，地方での聖堂区司祭職などはこれに収録されていない[6]。

5) "prebend". この聖職禄は司教座であれ，またその他の在俗共住聖堂であれ，法人としての参事会をもつ聖堂の参事会員 "canon" に配分される。すなわちこれは "benefice" の一種ではあるが，参事会員の資格と直結している点で一般の聖職禄とは区別される。なお本稿第1節で触れたように司教座のうちには修道参事会をもつところがあり，そこでは参事会資産が一元的に管理されるので，参事会員聖職禄の配分ということがありえない。

6) "……in 1453 he held the principalship of Peckwater Inn at Oxford and the living of Bloxworth in Dorset ……Bourchier…… collated him in 1472 to the rectory of St Dunstan's-in-the-East"——*D. N. B.*, sub nomine.

ともあれまずAでは，ジョンがバース＝アンド＝ウェルズ司教座の参事会員に列せられたこと，また同司教管区内のディンダの参事会員聖職禄を取得したことが述べられている。彼はこの聖職禄を1476年2月9日まで占有し，同日付けで同じ司教座の別な参事会員聖職禄を与えられ(M)，これをイーリ司教就任の時点(T)まで占有した。ほかにC·D·G·H·N·O·Qの7件もソールズベリ・リンカン・ロンドン・ヨーク・エクセタの各司教座聖堂の参事会員聖職禄の取得を示しており，そのうちH·O·Qの3件はMとともに司教就任まで占有されている。同時に複数の司教座で参事会員として聖職禄を占有していること，しかも南西のエクセタから北のヨークにまで広範囲に及んでいることに注目しておきたい。なおCの聖職禄は二つの地名を帯びているが，これはソールズベリ司教座参事会の定員53名中1名分の聖職禄である。

Bは司教座参事会長の補佐職に関する情報である。ジョンは1458年にリンカン司教座でこの補佐職をえたが，同年中に辞任している[7]。

7) 『聖職者目録』では "Never entered" と書かれている。実際に占有権を取得しないままに辞任したということであろう。なお司教座参事会長の補佐職 "subdean" の職はリンカンのほかにバース＝アンド＝ウェルズ・チチェスタ・エ

クセタ・ソールズベリ・ヨークの7司教座にだけ置かれていた。

E·F·I·K·L·P·R·Sの8件の情報はいずれも司教補佐職に関するもので，このうちのFはEと同じノリヂ司教補佐職への再任であるとはいえ，これほど多数の補佐職を歴任した事例はほかにない。最初にジョンをとりあげたのは，まさにこのためである。しかもジョンは，イーリ司教に昇格する直前にI·K·P·R·Sの5補佐職を兼任していた。上記の4件の参事会員職をも加えて，合計9件の高位聖職を兼任したことになり，この9件は8司教管区に分布している。このような広範囲の兼任の背景あるいはそれを可能にした条件については，後段で検討しよう。

聖職経歴における司教補佐職の件数では，以下の3名がいずれも5件でジョンに次いでいる。この3名もまた司教補佐職以外にいずれかの司教座で参事会員職をえているが，次の表ではその記載を省略した。

(2) **Stephen Wilton**

1427 (3 July): archdcn of Stow [-by 1433 (18 Oct)]
1433 (18 Oct): archdcn of Salisbury [-1435 (11 July)][7]
1441 (9 Nov): archdcn of Middlesex [-1443 (15 Apr)]
1443 (12 March)[8]: archdcn of Winchester [-before 1450 (21 Feb)]
1453 (18 Aug): archdcn of Cleveland [d. before 1458 (6 July)]

7) 最後に史料に登場する年月日。
8) 最初に史料に登場する年月日。

このスティーヴンは5件の司教補佐職を歴任したとはいっても，ジョンとは異なって在任期間にほとんど重複がない。それにもかかわらずスティーヴンは，ウィンチェスタ司教補佐職在任中の1446年にその職務を代行者に委任することについて教皇から特免の文書をえている。しかもこの特免は終身有効で，他の補佐管区へ転任してもなお有効であるという。管区内の聖堂・修道院などの巡回査察は補佐職本来の任務であり，また“procuratio”すなわち管区司教への貢納の徴収も同様にその任務とされているが，文面では巡察と貢納徴収との双方について代行者

への委任が認められている[9]。この代行者委任の実態に関してはあらためて検証する予定であるが，教皇令状には同種の特免の文書が数多く含まれている。いいかえると特免さえあれば代行者委任が可能であり，その結果として，たとえばジョンは同時に5件の司教補佐職を兼任しえたともいえよう。

9) "To Stephen Wilton, archdeacon of Winchester, doctor of canon law. Indult for life to visit *by deputy* churches, monasteries etc. in his said archdeaconry, or other which he may obtain by exchange or otherwise, and to receive the procurations in ready money. (1446)"——*Cal. Pap. Let.*, IX, 558.

(3) **Christopher Urswick**

1488 (c. 15 May): dean of York [-before 1494 (30 May)]
1488 (1 Dec)[10]: archdcn of Wiltshire [d. by 1522 (24 March)]
1494 (5 March): archdcn of Richmond (-before 1500 (19 Nov)]
1496 (5 March): archdcn of Huntingdon [-by 1496 (28 Apr)]
1500 (7 Nov): archdcn of Norfolk [d. by 1522 (24 March)]
1504 (15 Nov): archdcn of Oxford [d. by 1522 (24 March)]

10) 最初に史料に登場する年月日。

このクリストファは著名な国王官僚で，外交分野での活躍が知られている。ウィルトシャ司教補佐職在任中にヨーク大司教座で参事長職を兼任している。また死亡の時点でウィルトシャ・ノーファク・オクスフアドの3補佐職を兼任していた[11]。

11) "Grant to Christopher Urswyk of the deanery of the collegiate church of St Mary, St George and St Edward within Windsor castle, void by the demise of John Morgan. (1496)"——*Cal. Pat. Rolls, 1494–1509*, p. 71. 彼はウィンザ王城内の在俗共住聖堂（王立自由礼拝所）の参事会長職をもえていた。これは司教座の参事会長職ではないので，上記の通り『聖職者目録』に記載されていない。また次の事例においては，斜字体の聖職禄だけが『聖職者目録』に収録される。"The king's clerk John Wakeryng, *archdeacon of Canterbury*

and *prebendary of Thame in the cathedral church of St Mary, Salisbury,* Ludyngton [Liddington] in the conventual church of Shaftesbury, the prebend called Imbers in Godestre [Good Easter] in the free chapel of St Martin le Grand, London, *Shaldeford* [Shalford] *in the Cathedral church of Wells,* and Swalclyf[-cliffe] in the collegiate church of Heghtesbury [Heytes-]. (1414)"——*C. P. R., 1413-16,* p. 182. ところでこの合計6件のうちでシャーフツベリ女子修道院には，対外的な事務の処理のために男子聖職者の参事会が設置されており，ジョンはその参事会員聖職禄を占有している。なおロンドン聖マルティヌス大聖堂およびヘイツベリ聖堂は，いずれも在俗共住聖堂である。

(4) **Thomas Winter** (Wynter)

1523 (31 Aug): archdcn of York [-before 1540 (26 June)]

1525 (28 Nov): dean of Bath and Wells [-1529 (12 Apr and 30 June)][12)]

1526 (24 March): archdcn of Richmond [-before 1529 (7 Dec)]

1526 (12 Nov): archdcn of Suffolk [archdcn of Norfolk c. 1529]

1529 (25 Apr): archdcn of Norfolk [-before 1530 (1 March)]

1537 (8 Oct): archdcn of Cornwall [-by 1543 (25 May)]

12) 最後に史料に登場する年月日。

クリストファと同様に，このトマスもまた最初に取得した司教補佐職をもとっも長期間にわたって占有したことになる。その間にバース＝アンド＝ウェルズ司教座で参事会長職をえたこともあり，この参事会長職兼任という点でもクリストファと共通している。サファクからノーファクへの配置転換は，同じノリヂ司教管区内での異動である。トマスもまた短期間ではあるが，ヨーク・リチマンド・サファクの3司教補佐職を兼任している。

次の4名は4件の司教補佐職を歴任した。

(5) **John** [de] **Harewell**

1349 (-…): archdcn of Cornwall [-1355 (-…)]

1351 (4 March): archdcn of Norfolk [- 1351 (22 June)]

1353 (18 Feb): archdcn of Worcester [bishop of Bath and Wells

1366]

1365 (10 Dec): archdcn of Berkshire [bishop of Bath and Wells 1366]

1366 (14 Dec): bishop of Bath and Wells [d. 1386 (29 June / 14 July)]

(6) **Andrew Holes** [Huls]

occ. 1428 (30 Nov), occ. 1440 (24 Feb): archdcn of Anglesey[13]

1442 (4 Dec): archdcn of York [d. before 1470 (4 July)][14]

1446 (13 Feb): archdcn of Taunton [archdcn of Wells 1450]

1450 (15 Apr): archdcn of Wells [d. 1470 (1 Apr)][14]

13) occ.: occurrence. 史料に登場する時点を示す。

14) 死亡年月日の記載が一致しない。

ジョン (5)・アンドルー (6) の両者ともに複数の司教補佐職を兼任した時期がある。

(7) **Vincent Clement** (Vincentius Clementis)

1447 (20 May): chancellor of Lichfield (Conventry and Lichfield); prebendary of Alrewas [-1458]

1450 (14 Feb): prebendary of Exeter (Exeter) [-?]

1452 (24 Oct.): prebendary of Welton Ryval (Lincoln) [-?]

1453 (14 Jan): prebendary of Putson Major (Hereford) [-?]

1457 (27 March): archdcn of Wiltshire [-by 1464 (10 Oct)]

1458 (23 Jan): prebendary of Tervin (Coventry and Lichfield);

1458 (24 Oct.): treasurer of Lichfield prebendary of Sawley (Conventry and Lichfield); [-1459 (before 24 July)]

1458 (26 Nov): prebendary of Stow Longa (Lincoln) [-?]

1459 (24 July): archdcn of Winchester [d. bef. 1475 (5 March)][15]

occ. 1463 (-March): archdcn of Norwich

1464 (25 Sept): archdcn of Huntingdon [d. 1475 (-March)][15]

15) 死亡年月日の記載が一致しない。

この人物については,『聖職者目録』から司教補佐職以外の聖職禄の

情報をもすべて収録した[16]。彼はローマ教皇庁の会計院から派遣されたもので[17]，イングランドでは最初にリチフィールド司教座の文書主管職をえた。また後には，同じ司教座で会計主管職を取得している。この司教座では，参事会長・聖歌隊主管・文書主管・会計主管，ならびに同司教座の5名の司教補佐のうちではチェスタ司教補佐だけがそれぞれの職に固有の参事会員聖職禄を占有する[18]。文書主管・会計主管にせよまたウィルトシャなど4件の司教補佐職にせよ，彼はその職をえたというよりも，その職からの収益の取得権を与えられたというべきである。彼もまたそれぞれの実務を代行者へ委任しており[19]，その本務は引続き教皇庁への貢納を徴収することにあった。なおこの人物の多様な側面に関しては，いずれ稿をあらためて詳細に検討したい。

16) “……Vincent Clementis, rector of Olney in the diocese of Lincoln, a subdeacon of the pope (1459)”——*C. Pap. Let.*, XI, 383. この聖堂区の司祭職は，司教座の参事会員聖職禄ではない。従ってこのような聖職禄は『聖職者目録』に収録されず，上記の一覧表は彼の聖職禄のすべてを網羅するものではない。

17) この人物の役職については『教皇令状』の各巻に多様な記録がある。① “a papal chamberlain (1440)”——*C. Pap. Let.*, VIII, 224. ② “To Humphrey [of Lancaster], duke of Gloucester. Mr V. C., the duke's orator, a papal chamberlain (1440)”——*Ibid.*, p. 225. ③ “To John [Stafford]……archbishop elect of Canterbury……V. C., archdeacon of Tortosa [Spain], a papal subdeacon, the archbishop's envoy (1443)”——*Ibid.*, p. 258. ④ “a papal chaplain……who is a subdeacon and was recently sent to the pope as orator of Henry [VI], king of England (1443)”——*C. Pap. Let.*, IX, 392. ⑤ “canon and provost of the church of Valencia, papal nuncio and collector in the realm of England (1450)”——*C. Pap. Let.*, X, 205. ⑥ “nuncio of the apostolic see and collector of dues of the apostolic *camera* in England…… Appointing him……collector general of dues of the said see in England (1449/50)”——*Ibid.*, p. 271. ⑦ “venerabilis vir dominus Vicencius Clementis sanctissimi domini nostri pape subdiaconus fuit deputatus collector etc. in regno Anglie (1450/51)”——*Ibid.*, p. 273. ⑧ “recently sent as ambassador of Henry [VI], king of England to the pope (1448/49)”——*Ibid.*, p. 417. ⑨ “the pope's notary and cellector (1462/63)”——*C. Pap. Let.*, XI, 677. まず①②⑥によれば彼は教皇庁の会計院所属であり，また⑤⑥⑦⑨ではイングランドで

教皇庁への貢納の徴収を担当している。しかも⑥の後段ではその総責任者に任命された。③からはスペインですでにトルトサの司教補佐職をえていること，また身分としては“教皇の副助祭”であることがわかる。また⑤によればやはりスペインでヴァレンシア大司教座の参事会長職をえている。他方⑤⑥では“教皇の大使”であり，⑨では“教皇の書記”と書かれている。さらに彼は単に教皇庁の官僚であるのみならず，②ではグロスタ公から，③ではカンタベリ大司教から，また④⑧ではヘンリ6世からそれぞれ委託を受けて教皇庁への使節の役割をも演じている。なお“教皇の副助祭”であるということは，必ずしも品級において“副助祭”であることを意味しない。“……V. Clementis, *priest*, of the diocese of Valencia, a *subdeacon of the pope*……(1460)”——*Ibid.*, p. 462. すなわち品級において“司祭”であるものが同時に“教皇の副助祭”でもありえた。③ではトルトサの“大助祭”(司教補佐)が“教皇の副助祭”であり，このばあいの“大助祭”もまた品級としての“助祭”を意味しない。

18) 同様に次の司教座では，参事会における特定の役職の占有者に対して固有の参事会員聖職禄が与えられた。すなわち()内の聖職禄は，それぞれの役職に固有のものとして役職の継承者によって継承された。

○ Bath and Wells: dean (Wedmore Prima); prior of Bath (Carhampton); archdcn of Wells (Huish and Brent); archdcn of Taunton (Milverton Prima); abbot of Athelney (Long Sutton); abbot of Glastonbury (Pilton); abbot of Muchelney (Ilminster)

○ Chichester: dean (Westgate 1206–); precentor (Oving)

○ Coventry and Lichfield: dean of Lichfield (Brewood); archdcn of Chester (Bolton); precentor (Bishops Itchington); chancellor (Alrewas); treansurer (Sawley)

○ St Asaph: precentor (Faenol); chancellor (Llannefydd); treasurer (Meliden)

○ St Davids: bishop (Brawdy 1348–); archdcn of Brecon (Llanvaes); archdcn of Cardigan (Llandyfriog); archdcn of Carmarthen (Llanrhian); archdcn of St Davids (Mydrim); precentor (Lampeter-pont-Stephen); chancellor (Llawhaden); treasurer (Llandyssilio-gogo)

○ Salisbury: bishop (Potterne 1254–); dean (Heytesbury); chancellor (Brixworth 1240–); treasurer (Calne 1222–); abbot of Ste Marie Montebourg, Manche (Loders); abbot of St Wandrille, Seine Inf. (Upavon); abbot of Sherborne (Sherborne 1122–)

○ York: treasurer (Newthorpe 1311–, Wilton 1348–); prior of Hexham (Salton); prior of Nostell (Bramham)

本稿第1節で指摘の通り，ほかにエクセタ・ヘレファド・リンカン・ロンドン・バ

ンガ・ランダフの各司教座でも参事会は原則として在俗聖職者で構成されるが，この6司教座では特定の聖職禄を特定の役職に固定することがなかった。なお在俗参事会とはいえ，修道院長 abbot や修道参事会長 prior がそこに議席をもち参事会員聖職禄の配分を受ける事例があることにも注目しておきたい。さらに聖デイヴィヅやソールズベリでは，司教自身にも役職指定の参事会員聖職禄があった。

19) “To Vincent Clementis, archdeacon of Wiltshi[re] in the church of Salisbury. Indult for life to visit by deputy the churches etc. of his archeaconry of Wiltshi[re]. (1458)”——*C. Pap. Let.*, XI, 368. Cf. 前出 注9)。

(8) **Stephen Gardiner**

occ. 1526 (8 Feb), occ. 1529 (– …): archdcn of Taunton [–1531 ?]
occ. 1529 (– Nov): archdcn of Worcester [bishop of Winchester 1531]
1530 (1 March): archdcn of Norfolk [bishop of Winchester 1531]
1531 (25 March): archdcn of Leicester [bishop of Winchester 1531]
1531 (20 Oct): bishop of Winchester [deprived 1551 (14 Feb)]

このスティーヴンにもまた複数の司教補佐職の兼任が認められ，司教昇格の直前にはおそらく4件すべてを兼任していた。

では兼任・転任・再任がどのような頻度で起こっているか。それを確認すべく，司教補佐職に関する若干の数字を示しておこう。典拠はすべて『聖職者目録』の第2部であり，兼任・転任・再任はこの目録に重複して記載されている。

〔第2表〕

○ 『聖職者目録』第2部の対象期間 (1300～1541) 単位：年	241
○ 司教補佐職の総数	60
カンタベリ大司教管区（ウェイルズの9司教補佐職を含む）	52
ヨーク大司教管区	8
○ 『聖職者目録』第2部記載の司教補佐の総数	1,538
司教補佐の実数	1,265
重複して記載されている司教補佐の実数	273
8回	1
5回	3
4回	7
3回	32

2回	233
記載が1回限りの司教補佐の実数	992
○ 各司教補佐職における歴代司教補佐の記載総数の平均	25.6
○ 各司教補佐職における平均在任期間　単位：年	9.4

ここでは特に兼任の事例に注目しておきたい。何故か。司教補佐職に限らず複数の聖職禄の占有つまり“pluralism”は，第3回ラテラノ公会議（1179年）で原則として禁止されているからである。さらに正確にいえば，禁止対象は所管地区の住民に対する司牧（救霊）義務を伴う聖職禄であり，その義務を伴わないものは対象から除外された。また原則として禁止されたといっても，教皇からの特別な免除がえられれば兼任可能であり，その事例も多数にのぼる。逆にいえば司教補佐級の聖職者はほぼ全員が“pluralist”であった。とりわけ前出のジョン＝モートン(1)はその典型例と見なされよう。クリストファ＝アーズウィク(3)やトマス＝ウィンタ(4)については，上記の通り司教補佐職と司教座参事会長職とを兼任した時期がある。彼らはまた複数の司教補佐職を兼任したこともある。

次の一覧表は，そのような兼任の事例を兼任状態の発生の年代順に配列したものである。人名の前の＊あるいは＊＊は前出の人物の2度目あるいは3度目の記載を示し，また人名の後の［Cd］は，その人物がすでに枢機卿であることを示す。なお兼任状態の発生件数の変化を見るために，便宜的にほぼ半世紀ごとに区分した。

〔第3表〕

【1300—1350】

Raymond des Fargis [Cd]: Salisbury 1309-occ. 12 Leicester 10-46[20]

Guicard de le Breto: Huntingdon 1309-18, Canterbury 10-19

Peter de Pratis [Cd]: Rochester 1321-23, York 21-61

Elias Talleyrand de Périgord: London 1320-23, Richmond 22-28

Anibaldus Gaetani de Ceccano [Cd]: Nottingham 1331-48, Lincoln 33-50, Cornwall 42-43[21]

Gaillard de la Motte [Cd]: Oxford 1313-56, Ely 44-56

John Raymond de Comminges [Cd]: Northampton 1335–48, Richmond 46–48

Thomas Fastolf: Norwich 1340–47, Wells occ. 46–52

【1351—1400】

John de Harewell: Cornwall 1349–55, Worcester 53–66

Stephen Aubert [Cd]: Wells 1361–69, York 61–69

*John de Harewell: Worcester 1353–66, Berkshire 65–66

Simon Langham [Cd]: Wells 1369–76, York 74–76

James Orsini [Cd]: Leicester occ. 1372–79; Durham occ. 78–79

Thomas Stowe: Bedford occ. 1375–1405, London 1397–1400

【1401—1450】

Nicholas Bubwith: Dorset 1400–06, Richmond 1401–02

Angelo Acciaioli [Cd]: Canterbury 1400–08, Exeter 1403–08

Eudo la Zouche: Huntingdon 1394–1414, Sudbury 1406–14

John Macworth: Dorset 1406–37, Norfolk 1408–12

Richard Andrew: Salisbury 1441–44, Buckingham 1443–occ. 48

Andrew Holes: York 1442–70, Taunton 46–50

Robert Aiscough: Colchester 1440–49, Dorset 47–49

Nicholas Close: Carlisle occ. 1448–50, Colchester 49–50

William Gray: Northampton 1434–54, Richmond 50–54

*Andrew Holes: York 1442–70, Wells 50–70

【1451—1500】

Robert Stillington: Taunton 1450–65, Colchester occ. 51–65, Berkshire 64–65

George Neville: Durham occ. 1452–56, Northampton 54–57

John Hals: Norfolk 1449–59, Norwich occ. 56–59

Vincent Clement: Wiltshire 1457–64, Winchester 59–75

Richard Ewen: Lincoln 1458–64, Berkshire 62–64

*Vicent Clement: Winchester 1459–75, Huntingdon 64–75

Peter Coutenay: Exeter 1453–75, Wiltshire 64–78

Richard Lichfield: Bath 1460–97, Middlesex 76–97

Richard Martyn: London occ. 1469–82, Berkshire 78–82, Hereford 78, 82

John Bourgchier: Buckingham 1474–95, Canterbury 79–95

Edmund Audley: East Riding 1475–80, Essex 79–80

Oliver Dynham: Norfolk 1479–1500, Surry 82–1500

John Blithe: Huntingdon 1478–93, Richmond 85–93

Oliver King: Oxford 1482–93, Taunton 90–92

William Worsley: Nottingham 1476–99, Taunton 93–96
Christopher Urswick: Wiltshire occ. 1488–1522, Richmond 1494–1500, Huntingdfon 1496
Robert Sherbourne: Buckingham 1496–1505, Taunton 1496–1505
William Cosyn: Bedford 1494–1525, Bath 97–98
Geoffrey Blythe: Gloucester 1498–1503, Salisbury 1499–1503
*Christopher Urswick: Wiltshire occ. 1488–1522, Norfolk 1500–22

【1501—1541】

Richard Mayew: Oxford 1493–1504, East Riding 1501–04
John Carver or Aleyne: Middlesex 1497–1516, York 1506–15
**Christopher Urswick: Wiltshire occ. 1488–1522, Norfolk 1500–22, Oxford 1504–22
Richard Rawlyngs: Cleveland 1507–23, Huntingdon 14–23
Hugh Ashton: Winchester 1511–20, Cornwall 15–17, York 16–23
John Taylor: Derby 1516–33, Buckingham 16–34
John Stokesley: Surrey 1522–30, Dorset 23–30
William Knight: Chester 1522–41, Huntingdon 23–41, Richmond 29–41
Thomas Winter: York 1523–40, Richmond 26–29
Stephen Gardiner: Worcester occ. 1529–31, Norwich 30–31, Taunton 29–31? [Leicester 31][22)]
Stephen Gardiner: Leicester 1531, Norwich 30–31, Worcester occ. 29–31, Taunton 26, 29–31?
Edward Lee: Colchester 1523–31, Surrey 30–31
Roland Lee: Cornwall 1528–34, Taunton 33–34
Edward Fox: Leicester 1531–35, Dorset 33–35
Thomas Winter: York 1523–40, Cornwall 37–43
Richard Coren: Oxford 1533–43, Colchester 37–43

20) 典拠はすべて『聖職者目録』第2部である。この事例にそくしていえばまずソールズベリ司教補佐については第3巻11頁以下に，またレスタ司教補佐については第1巻12頁以下にそれぞれ人名・学位称号・在任期間などの情報が年代順に記載されている。在任期間の重複部分が“兼任”の期間になる。

21) このような人物については，司教補佐職3件の兼任が確認される。

22) レスタ司教補佐職の占有期間は1531年3月に始まり，12月のウィンチェスタ司教就任で終わっている。この一覧表では，このように一年未満の占有や情報の不完全な事例を収録していない。従って収録件数は実際の兼任の件数を下まわることになるが，大まかな傾向を知るにはこれで十分であろう。収録省略の事例。

Richard Caudray: Bedford 1423–31, Norwich 28, Lincoln 31–58, Norwich 55（ノリヂ補佐職が1年未満）
Edmund Chaderton: Totnes 1491–?, Chester 93–99, Salisbury ?–99

＊　＊　＊　＊　＊

ここではこの〔第3表〕について，次節での検討に備えてとりあえず次の2点を確認しておくだけに留めたい。

○第1点　兼任は『聖職者目録』第2部のほぼ全期間にわたって見られるが，15世紀とりわけその後半から件数の増加傾向が見られる。

○第2点　司教補佐職の兼任者中に少数ながら枢機卿も見られ，しかもその事例は概して早い時期に偏在する。

[VII]

この節ではまず前節末尾の確認事項の第1点について，若干の補足的な情報を提示しておきたい。『聖職者目録』に収録されているのは，すでに述べたように各司教座の一般参事会員以上の高位聖職者に限られる。しかも司教補佐級ともなれば複数聖職の兼任者が多数にのぼる。前節の〔第3表〕は複数の司教補佐職の兼任者の一覧表であり，司教補佐職と他の聖職との兼任者はこれよりもはるかに多い。

§1　司教補佐職と他の聖職

そこで最初に，司教補佐職と他の聖職との兼任の実態を確認するために，それぞれの組合わせについて2例だけをあげておこう。典拠はやはり『聖職者目録』第2部である。（　）内の数字は兼任の期間を示す。

(1)　司教補佐 archdeacon／司教座参事会長 dean

Robert de Braybroke: Cornwall／Salisbury (1379–81)

James Deynton: Cleveland／Lichfield (1523–33)

(2)　司教補佐 archdeacon／司教座聖歌隊主管 precentor

Richard de Havering: Chester／Hereford (1311–41)

Marmaduke Lumley: Durham／Lincoln (1425–27)

(3) 司教補佐 archdeacon／司教座文書主管 chancellor

Pileus de Prata [Cd]: Durham／Lichfield (1381–86)

Thomas Baghe: Surry／Lincoln (1531–55)

(4) 司教補佐 archdeacon／司教座会計主管 treasurer

Peter de la Forêt [Cd]: Middlesex／London (1358–61)

Charles Booth: Buckingham／Lichfield (1505–16)

(5) 司教補佐 archdeacon／司教座参事会長補佐 subdean

Robert of Geneva [Cd]: Dorset／York (1373–75)

Brian Higden: York／Lincoln (1515–16)

(6) 司教補佐 archdeacon／司教座一般参事会員 prebendary

Francis Zarabella [Cd]: York／Coventry and Lichfield (1412–14)

Peter de Alcobasso: Berkshire／London (1417–27)

要するに司教補佐はこの6種類のすべての聖職を兼任しているが，兼任を許容されたのは当然のことながら司教補佐だけではない。たとえば司教座の参事会長にとっても他の参事会長職との兼任が可能であり，また司教補佐・聖歌隊主管・文書主管・会計主管などとの兼任も許容された。聖歌隊主管／会計主管とか，また文書主管／一般参事会員などの組合わせの事例も現実に存在する[1]。従って前節の〔第3表〕における司教補佐／司教補佐という組合わせは，いわば任意の組合わせのうちの単なる1例に過ぎないというべきであろう。

1) それらの組合わせの事例を幾つかあげておこう。

Richard Pace: dean (London)／dean (Salisbury) 1523–36

William Atwater: dean (Salisbury)／chancellor (Lincoln) 1509–12

Robert Sherbourne: dean (London)／treasurer (Hereford) 1499–1505

Robert Gilbert: precentor (Salisbury)／precentor (Lincoln) 1418–19

John Chamber: precentor (Exeter)／treasurer (Bath & W) 1524–43

Richard Bruton: chancellor (Bath & W)／prebendary (London) 1410–16

このように複数聖職の兼任は広範に許容され，しかも多様な組合わせが現実に可能であった。何故か。第1に，専門性の欠如，すなわちいず

れの聖職も特別な専門的能力を必要としなかったからであろう。これは結果からの逆推であり，専門分化が進んでいれば兼任が制約されるはずである。第2に，代行の可能性，すなわち司教補佐にせよ，あるいは聖歌隊主管・文書主管・会計主管などのいずれにせよ，職務の遂行に当って仮に何らかの専門的な知識や技能が必要であれば，しかるべき人物を実務の代行者として雇用しこれに依存しえたからであろう。代行者への委任の具体的な事例はすでに前節の 注9) で見た。第3に，収入源としての側面，すなわち聖職の占有は聖職禄の占有にほかならず，聖職禄が一定の年収額を保障することからして，兼任は報酬加増の手段として意識されていたからではないか。

この第3点は，たとえば前節のクリストファ＝アーズウィク (3) の事例からもうかがわれる。彼は1488年にウィルトシャの司教補佐職を与えられ，1500年からはノーファクの司教補佐職を兼任する。後者は国王からの推薦によって取得したもので，その時点で彼は“国王顧問”の地位にあった。ノーファクの補佐職は，その職のパトロン権者としての国王への奉仕に対する報酬の追加分と見なされよう[2]。教皇・大司教や他の管区の司教などがパトロン権をもつこともあり，そのようなばあいには彼らも国王と同様にこれを行使しえた。

2) “Presentation of Mr Christopher Ursewyk [Urswick], doctor of laws and king's councillor, to the archdeaconry of Norfolk, void by the death of Mr Oliver Dynham, in the king's gift by reason of the voidance of the bishopric of Norwich……(1500)”——*Calendar of Patent Rolls, 1494-1509*, p. 222. ノーファク司教補佐職が“国王からの贈与”の対象になっている。ノリヂ司教の死亡によって国王がこの補佐職のパトロン権を取得し，またそれが前任補佐の死亡によって空席になったのでパトロン権の行使が可能になった。次の史料によれば，彼は同時にベヴァリの在俗共住聖堂でもやはり“国王からの贈与”によって参事会員の資格を取得し聖職禄を与えられている。“Presentation of the said Christopher Ursewyk to the prebend in the collegiate church of Beverley, void by the death of Mr John Hool, in the king's gift by reason of the voidance of the archbishopric of York. (1500)”——*Ibid.*, loc. cit.

今日の俸給制のもとでは，ある官僚の給与を加増するためには昇格や昇級の方式がとられ，仮に本職以外の官職を兼任しても兼任の官職からは若干の“手当”が追加して支給されるに過ぎない。それに対して当時の聖職においては事情が一変する。まずすべての聖職禄1件ごとの年収額がほぼ固定しており，同一聖職禄に留まる限り昇格も昇級もなく，報酬の加増がありえない。従って報酬の加増を希望して他の聖職禄への配置転換つまり低額から高額への異動を認められることもあり，さらに通例としては他の聖職禄の兼任よって報酬が加増された[3]。当時の聖職の兼任者は今日の官僚とは異なって単なる“手当”の追加支給を受けるに留まらず，兼任の聖職からもそれらに固有の年収全額を取得する。あるいは本職・兼職の区別がそもそも存在せず，複数の聖職禄をすべて本職として占有したというべきか。

3) “To William Neuport, archdeacon of Salop [Shrewsbury] in Lichfield. Dispensation to him, a deacon, to hold for seven years with his archdeaconry, which has cure and is a dignity, value not exceeding 60 marks……(1401)”——*Calendar of Papal Letters*, V, 474. 司教補佐職の年収額については本稿（下）で詳細に検討するが，ここではとりあえずサラブ司教補佐職の年収額に関して“60マーク未満”という記載があることに注目しておきたい。後出の史料 [3] は6年後のもので，リンカンの司教補佐職の年収額は“600マーク未満”である。同じ司教補佐職でも年収額において顕著な相違があった。仮にサラブからリンカンへの配置転換があれば，報酬が10倍に加増されることになる。

従ってその類例を今日に求めるならば，官僚よりもむしろ民間企業の役員がそれである。民間では役員職の兼任が広範に見られ，兼任者はそのすべての役員職から固有の年収を取得する。また役員がすべての実務に関与するとは限らず，報酬だけを取得することも少なくない。その点もまた当時の聖職・官職と共通している。

このような事例を数多く見れば，ラテラノ公会議における複数聖職兼任禁止の決定は，イングランドに関する限り完全に無視されたようにおもわれよう。しかし実際には逆の事例もある。前節冒頭のジョン＝モー

トン (1) は，1478年にイーリの司教に昇格した。彼はその昇格と同時に他の一切の聖職から辞任した。ほかにジョン＝ヘアウェル (5) もまたスティーヴン＝ガードナ (8) も司教昇格と同時に他の聖職から辞任し，兼任禁止の決定は，司教の階層ではまだしも順守されたといえる[4]。

4) 『聖職者目録』では司教就任以後にも他の聖職禄を占有しているように見える事例が皆無ではない。参考までに代表的なものを例示しておこう。斜線の左が司教補佐職であり，右がその他の聖職を示す。

a) John Langton: Ely 1298／treasurer (Bath & W.) occ. 1294–1305
b) Thomas Bradwardine: Canterbury 1348／dean (Lincoln) 1348–49
c) John de Buckingham: Ely 1362／dean (Lichfield) 1350–63
d) Thomas Langley: London 1404, York 1405／dean (York) 1401–06
e) John Macworth: Lincoln 1431／dean (Lincoln) 1412–52
f) Edmund Bonner: Hereford 1538–39／archdcn (Leicester) 1435–39
g) William Gray: Lincoln 1450–52／archdcn (Richmond) 1450–54
h) John Hales: Exeter 1455／dean (Exeter) 1458–59

これらは司教職と他の聖職との兼任ではなく，司教位への叙階・聖別の手続きが完了しないうちに何らかの事情で司教職を放棄したものである。まず a) のジョンは1298年5月にイーリの司教候補者に選出されたが翌年に上申棄却の裁可があり，結果としてバース＝アンド＝ウェルズ司教座において会計主管職の継続占有が許容された。d) のトマスは，まずロンドンの司教候補者に選ばれたが教皇が別人を直任した。さらに翌年にはヨーク大司教の候補者に選ばれたがまたしても教皇に拒否されている。ヨークの参事会長職は，1406年にダラム司教就任に当って後継者へ移譲された。g) のウィリアムは教皇から直任を受けながら現地参事会の同意がえられず，2年後に正式就任を断念して辞退した。このように司教職以外の聖職は，司教位への就任手続が完了する時点で辞任するのが通例である。逆にいえば司教候補者の段階では占有継続が可能であり，まして司教位への正式就任が実現しないときは占有継続を妨げられない。

§2 司教職と司教補佐職

では現職の司教が司教補佐職を兼任する事例は皆無であるか。『聖職者目録』第2部からは，わずかに次の1例しか確認されない。イングランド・ウェイルズの範囲に限定すれば，この1例しかないということである。

○ Hugh Pavy: Wiltshire 1479–85–?／bishop (St Davids) 85–96

このヒューは1485年に聖デイヴィヅの司教職を取得したが，その後もウィルトシャ司教補佐職を占有している。『聖職者目録』の解説によれば，この司教補佐職は後任者が決定するまで“*in commendam*”すなわち“委託によって”管理したものである。いいかえると司教位に正式に就任したものは，このような“委託”がなくては他の聖職を兼任しえないということである。この“委託”は複数聖職の兼任禁止といわば表裏の関係にあるので，後段の検討にそなえて若干の事例に注目しておきたい。

[1] “To Cornelius, [bishop-]elect of Limerick [Ireland]. Grant *in commendam*, in consideration of the small value of the see, provision of which he has this day received from the pope, of the archdeaconry of Killaloe, and the parish church of Dysseremolacalia (*sic*) [Killadysert], in the diocese of Killaloe, which he holds, and which are about to become void by his said provision and by his approaching consecration. (1400)”——*Cal. Pap. Let.*, V, 268.

この教皇令状はリマリク司教候補者コーニーリアスに対して，キラルー司教補佐職の継続占有を“委託”したものである。彼はほかにも聖堂区聖堂の司祭職を占有しており，それも合わせて“委託”されている。またこれらの2件は，彼が教皇から司教職に“直任され司教位への叙階が迫っているので”いずれは空席になるべきものと書かれている。上記のヒューと同様の事例がアイルランドでも確認されたことになる。

[2] “Mandate to grant *in commendam* to John [Trefor], bishop of St Asaph, for life or while bishop of that see, the parish church of Meyvot with its annexed chapels of Welshpool and Kegitva, in his diocese, value not exceeding 200 marks, void by the death of John Carp or otherwise, even if lapsed by the Lateran Statutes, or reversed, to the apostolic see; he being unable to maintain his episcopal state from the fruits of his church of St Asaph, which has recently suffered very great loss

on account of wars and tribulations in those parts. (1401)”——*Ibid.*, p. 388.

この令状は，ジョンが司教就任以後に司教補佐職ではなくて，聖堂区聖堂1件と付属礼拝所2件とを“委託”されたことを示している。期間としはて終身あるいは司教在任中の“委託”であり，これら3件からの期待年収額は200マーク未満である。またこの“委託”がラテラノ公会議決定の適用免除であることも明記されている。さらに適用免除の理由としては，この地方の戦乱による司教座聖堂の収入源の荒廃があげられている。ちなみに史料 [1] においては，適用免除の理由が“少額の価値”であった。要するに司教座に固有の年収だけでは不十分であると判定されて，ほかに3件の収入源の“委託”が許容された。

[3] “To Anthony [Correr], bishop of Bologna. Grant *in commendam* to him, who is the pope's chamberlain, in order that he may more decently maintain his state, of the archdeaconry of Lincoln, value not exceeding 600 marks, which became void and therefore reserved to Boniface IX by his promotion of Henry [Bowet], bishop of Bath and Wells and the consecration of that bishop performed by order of that pope, who died without disposing of the archdeaconry, as did also Innocent VII. (1407)”——*Cal. Pap. Let.*, VII, 113.

イングランドの司教補佐職の占有者に枢機卿が含まれていることは，前節末尾でも確認した。この令状では司教補佐職がイタリアの現職司教に“委託”されており，しかも彼は教皇庁会計院の構成員である。この“委託”の理由は，彼の“生活状態”の改善であるという。この令状はリンカン司教補佐職に対する教皇のパトロン権に言及しているので，いずれあらためて検討したい。

[4] “To Lewis [de Luxembourg], archbishop of Rouen, perpetual administrator in spirituals and temporals [*sic*] of the church of Ely. Grant *in commendam* for life, to be held with his said

church of Rouen, of the said Benedictine church of Ely, void by the death of Philip [Morgan], during whose life it was specially reserved by the present pope. (1437)"——*Cal. Pap. Let.*, VIII, 625.

文中にフィリプ＝モーガンの名が見える。彼の死後にイーリ司教の人事をめぐって現地参事会・国王・教皇の3者の意向が対立し，ルーアン大司教ルイが“委託”によってイーリの司教権限の“執行者”に発令された。司教職それ自体が“委託”の対象とされ，大陸の大司教職とイングランドの事実上の司教職とが兼任されていることに注目しておきたい[5]。

5) "Grant by authority of Parliament to Lewis, archbishop of Rouen, administrator of the church of Ely, that the restitution of the temporalities of the see made to him under that style shall be as effectual as if made to him in the name of bishop, entitling him to all the privileges in that behalf of the bishop of such church. (1439)"——*Cal. of Patent Rolls, 1436–41*, p. 426. 議会が全権授与に同意している。なおイタリアやフランスの大司教・司教等がイングランドやウェイルズの司教補佐役を兼任する事例は，ほかにも2名についてそれぞれ2件ある。

○ Fortanerius Vassali, patriarch of Grado／Huntingdon 1361
○ Fortanerius Vassali, archbishop [*sic*] of Grado／London 1361
○ Francis de Basleiden, archbp of Besançon／Wells 1500–02
○ Francis de Busleiden [*sic*], archbp of Besançon／Essex 1502

[5] "To George Newellen (*i.e.* Neville), elect of Exeter. *Motu proprio* dispensation to him, to whom the pope has this day made provision of the said church, to retain *in commendam* for life therewith, even after his consecration etc., his canonry of York and prebend of Masim [Masham] and his canonry of Lincoln and prebend of Thame. (1455/56)"——*Cal. Pap. Let.*, XI, 148.

この令状では司教就任後にもヨーク大司教座・リンカン司教座の双方でそれぞれ参事会員聖職禄を“委託”されることになっている。

ラテラノ公会議での兼任禁止の決定は，上記の通り司教の階層ではま

だしも順守された。しかしこれら5件の事例からも知られるように，他の聖職を“委託”されるという名目で事実上の兼任が可能であった。今しがた“まだしも”と述べたのは，司教座参事会長や司教補佐などの階層との比較において，兼任の事例が相対的に少ないということでしかない。聖デイヴィヅ司教ヒューやリマリク司教コーニーリアスのような司教補佐職兼件の事例は，このような一般的状況の中で理解されるべきである。すなわちこれらの事例では，司教に対する処遇改善のためにたまたま司教補佐職からの収入が充当されたものと推定される。

§3　枢機卿職と司教補佐職

前節末尾の確認事項第1点については以上に留め，次に第2点との関連で，枢機卿による司教補佐職占有について若干の情報を追加しておこう。

○ Simon Langham: treasuer 1360–63, chancellor 63–67
1349 (–April): prior of Westminster
1349 (–May): abbot of Westminster
1362 (10 Jan): bishop of Ely [–1366 (24 July)]
1366 (24 July): archbishop of Canterbury [–1368 (28 Nov)]
1368 (27 Sept): *cardinal priest* of St Sixtus
1369 (21 Feb): archdcn of Wells [–d 1376 (22 July)]
1370 (10 Feb): prebendary Wistow (York) [–d 1376 (22 July)]
1372 (–Aug): prebendary of Brampton (Lincoln) [–d 1376 (22 July)]
1373 (–July): *cardinal bishop* of Praeneste
1374 (after 20 June): archbishop of Canterbury [refused]
1374 (23 Aug): archdcn of York [–d 1376 (22 July)]

この人物はベネディクト会派所属の修道士であり，ウェストミンスタ修道院の参事会長から院長に昇格した。つまり彼は在俗聖職者でないにもかかわらず，国王官僚としては財務長官・大法官を歴任し，カンタベリ大司教在任中に教皇からまず司祭級の枢機卿位に列せられ，のちに司教級の枢機卿位を与えられた。

彼のばあいにはイングランドの司教・大司教在任中に関する限り他の高位聖職を兼任していないものとおもわれるが，大司教職から辞任後には枢機卿としてまずウェルズの司教補佐職を取得し，後にヨークの司教補佐職をも兼任する。ほかにヨーク・リンカンでそれぞれ一般参事会員の聖職禄を取得し，そのいずれについても死亡の時点まで占有を継続した。彼は1374年にカンタベリ大司教座の修道参事会で後任大司教の候補者に選出されたが，国王の反対によって大司教座への復帰が実現していない。仮に復帰が実現すれば，その時点でウェルズの補佐職やヨーク・リンカンの参事会員職の兼任を断念したかも知れない。

このサイモンの事例から知られることは，複数聖職の兼任禁止が司教あるいは大司教在任期間中に限られることであり，従って辞任以後には禁止適用が解除されているものと推定される。司教補佐職あるいはその収入は，サイモンのばあいにもまた報酬加増の手段として利用されている。

前節末尾の第2点では「司教補佐職の兼任者中に少数ながら枢機卿も見られ，しかもその事例は概して早い時期に偏在する」という所見が述べられた。では“少数”とはどの程度か，また“早い時期”とはどの時期までを示すか。それらの点の確認のために次の表を用意した。Aは司教補佐管区の名称，Bは歴代司教補佐中の枢機卿の総数，Cは最後の枢機卿がその司教補佐職から辞任する年であり，さらにDはその管区の歴代司教補佐の総数を示す。B・Dの総数とは『聖職者目録』に記載されているものの総数であって，中には司教補佐職に発令されながら正式就任以前に辞任したものや解任されたものもおり，またほかに配置転換されたものなどをも含んでいる。

〔第4表〕

SOUTHERN PROVINCE: Province of Canterbury				
[England]	A	B	C	D
Bath and Wells	Bath	1	1380	17
	Taunton	2	1389	31

	Wells	3	1376	26
Canterbury	Canterbury	4	1434	34
Chichester	Chichester	—	—	25
	Lewes	—	—	27
Coventry and Lichfield	Chester	1	1348	25
	Coventry	1	1335	22
	Derby	—	—	16
	Salop	—	—	21
	Stafford	—	—	31
Ely	Ely	4	1369	31
Exeter	Barnstaple	—	—	32
	Cornwall	1	1342	32
	Exeter	4	1410	40
	Totnes	—	—	26
Hereford	Hereford	—	—	17
	Shropshire	—	—	25
Lincoln	Bedford	—	—	19
	Buckingham	1	1350	24
	Huntingdon	1	1344	29
	Leicester	4	1395	27
	Lincoln	1	1363	30
	Northampton	4	1434	31
	Oxford	1	1356	15
	Stow	—	—	33
London	Colchester	—	—	29
	Essex	1	1502	25
	London	1	1354	34
	Middlesex	1	1361	28
Norwich	Norfolk	—	—	31
	Norwich	—	—	19
	Sudbury	—	—	33
	Suffolk	4	1381	34
Rochester	Rochester	1	1323	18
Salisbury	Berkshire	3	1395	36
	Dorset	3	1397	26
	Salisbury	2	1446	34
	Wiltshire	—	—	25

Winchester	Surrey	—	—	20
	Winchester	—	—	29
Worcester	Gloucester	—	—	25
	Worcester	1	1311	27
[Wales]				
Bangor	Anglesey	—	—	19
	Bangor	—	—	16
	Merioneth	—	—	15
Llandaff	Llandaff	—	—	19
St Asaph	St Asaph	—	—	11
St Davids	Brecon	—	—	17
	Cardigan	—	—	17
	Carmarthen	—	—	19
	St Davids	—	—	26
NORTHERN PROVINCE: Province of York				
[England]				
Carlisle	Carlisle	—	—	25
Durham	Durham	5	1419	29
	Northumberland	1	1400	26
York	Cleveland	—	—	34
	East Riding	4	1400	27
	Nottingham	1	1348	21
	Richmond	2	1348	30
	York	11	1414	28

司教補佐管区の総数60に対して，枢機卿が配置されたのはまさに半数の30管区に及んでいる。ヨークの11名が突出して多く，ダラムの5名がこれ次いでいる。ほかに4名のところが7管区で，また1名のところが30管区中のほぼ半数つまり16管区にのぼっている。ヨークの突出については別途に検討したいので，ここではとりあえずこのような分布を確認するだけに留めよう。

Cの欄では，上記の通り最後の枢機卿の辞任時期を示した。この下限は各管区それぞれに多様であるが，30管区の中で23管区が1300年から1400年までに下限に到達している。下限がそれ以降に及ぶところは，わ

ずか7管区に過ぎない。枢機卿が司教補佐職を兼任する事例の時期的な“偏在”とは，このような実態を示している。ここでは特に最後の2例に注目しておきたい。

○ Peter Barbo Cd／Salisbury (1444–46)

○ John de Lopez Cd／Essex (1499–1502)

斜線の右に司教補佐職の名称と重複占有の期間とを示した。ピータの辞任からジョンの就任までほぼ半世紀間の空白があり，ジョンの事例はまさに異例中の異例というべきである。いずれにせよ1536年を最後として，すなわちローマ教会との絶縁を待たずに，枢機卿による司教補佐職兼任の事例は皆無になった。

Dの欄の数字は歴代司教補佐の総数であり，これもまた聖アサフの11名からエクセタの40名まで極端なまでの差異がある。しかしこの総数がウェイルズの司教補佐管区で概して少数なのは，史料の残存状態がイングランドにくらべて劣悪であること，すなわち全員の確認が不可能なことにも起因している。イングランドではオクスファドの15名が最低であり，エクセタの半数にも及ばない。この点についてもここでは事実の確認だけに留める。

§4 属司教職と司教補佐職

本節では最後に属司教 suffragan bishops が司教補佐職を兼任する事例に触れておこう。この属司教の語義については，すでに本稿（上）の冒頭で簡略に述べられている。彼らは身分としてはすでに司教であるが，実質的にはいずれかの司教座の寄寓者であった。

i) David Chirbury: archdcn Brecon 1437–52
bishop of Dromore (Ireland) 1431–occ. 51
suffragan of St Davids 1437

デイヴィドはアイルランドのドロウモーの司教職をえたが，1437年に聖デイヴィヅ司教のもとへ属司教として寄寓し，同時に給養財源としてやはり聖デイヴィヅ司教のもとでブレコン司教補佐職を与えられた。

ii) John Hatton: archdcn of Nottingham 1506–16
bishop of Negroponte [Nigripontensis or Euboea (Greece)]
suffragan of York 1514–16, London
[N.B] prebendary (Givendale, York) 1503–04
prebendary (Ulleskelf, York) 1504–16

ジョンはギリシア正教世界すなわちローマ教皇の支配が及ばない世界に名義だけの司教座を与えられ，注記の通りヨーク大司教座で参事会員聖職禄をえた。その後さらにノティンガム司教補佐職を与えられ，晩年にはヨーク大司教座で属司教として処遇されている。また時期不明ながらロンドン司教座に寄寓したこともある。

iii) Andrew Whitmay [Whitney]: archdcn of St Davids occ. 1529–47
bishop of Chrisopolis [Chrysopolis Üsküdar, Turkey]
suffragan of Winchester 1526–41, Hereford 40, Worcester, Gloucester

アンドリューの司教座は異教地トルコにある。つまりこれは事実上架空の司教座であり，ウィンチェスタ・ヘレファドなどに属司教として寄寓するほか，聖デイヴィヅの司教補佐職を与えられたこともある。

iv) John Salisbury: archdcn of Anglesey 1537–occ. 39
bishop of Thetford (Norwich) 1536–70

v) William Moore: archdcn of Leicester 1539–41
bishop of Colchester (London) 1536–41

これら5例のうちで ii) のジョンや iii) のアンドリューの事例は，まさにカトリク世界の枠内での現象である。従ってイングランド教会がその世界から離脱してしまえば，もはやその同類がありえない。最後の2例では名義上の“主教”座がいずれも国内にあるが，この2名は実質においてノリヂ主教・ロンドン主教の“属主教”であった。しかもそのような立場で“主教補佐職”を取得している[6]。

6) 属司教については『聖職者目録』のほかに次の文献からも情報をえた。E. B. Fryde et al., *Handbook of British Chronology*, 3rd ed., 1986, pp. 284–88. なおカトリク世界からの離脱以後には，上記２名を含めて次の属主教が発令されている。

BEDFORD (Lincoln): John Hodgkin 1537–60
BERWICK (Durham): Thomas Sparke 1537–72
COLCHESTER (London): William Moore 1536–41＊
John Sterne 1592–1608
DOVER (Canterbury): Richard Yngworth 1537–45
Richard Thornden 1545–57
Richard Rogers 1569–97
HULL (York): Robert Sylvester or Pursglove 1538–79
IPSWICH (Norwich): Thomas Manning 1536
MARLBOROUGH (Salisbury): Thomas Morley 1537–1561？
NOTTINGHAM (York): Richard Barnes 1567–70
PENRITH (Carlisle): John Bird 1537–70
SHAFTESBURY (Salisbury): John Bradley 1539
SHREWSBURY (Hereford): Lewis Thomas 1537–61
TAUNTON (Bath and Wells): William Finch 1538–59
THETFORD (Norwich): John Salisbury 1536–70＊
名義上の“主教”座が（ ）内の“主教”座に所属する。＊印前出。

＊　＊　＊　＊　＊

本節の検証から当面の所見を要約しておこう。司教補佐職は教会の階層秩序におけるあらゆる聖職とも兼任が可能であったし，また現にその事例が確認される。あらゆる聖職のうちで唯一の例外といえば，それはまさに教皇職であった。手もとの史料や文献からは，教皇自身がイングランド・ウェイルズの聖職を兼任した事例が発見されない。率先垂範というべきか。あるいは教皇がそもそも“ローマの司教”であり，その立場からしても兼任を自粛したということであろうか。

兼任者にはまず枢機卿がおり，外国の大司教・司教もいた。国内の司教もまた件数が少ないとはいえ，いわゆる“委託”によって司教補佐職を兼任した。属司教の司教補佐職兼任は，今しがた確認したところであ

る。ほかに司教座の参事会長も，また聖歌隊主管・文書主管・会計主管など役付の参事会員や一般参事会員も兼任が可能であり，その事例は多数にのぼる。司教補佐自身が他の司教補佐職を兼任することもまれではなかった。

さらに，本稿では詳細な検証を省略するが，司教補佐が司教座以外の在俗共住聖堂において参事会員職を取得する事例もある。しかもこれらの高位聖職者が単なる聖堂区聖堂の司祭職を兼任する事例も少なくない[7]。要するに兼任については，聖堂区聖堂の司祭職から枢機卿位まであらゆる組合わせが可能であった。

7) "……Mr Robert Stillyngton, king's clerk, as dean of the king's free chapel of St Martin le Grand, London, archdeacon of Colchester…… and of Tauntone……prebendary of Wetewang [York], Marther [St Davids] and the prebend……in the king's free chapel of St Stephen within his palace of Westminster, and parson of the church of Aysshebury [Ashbury, Salisbury]. (1461)"——*Cal. Pat. Rolls, 1461-67*, p. 17. ロンドン聖マルティヌス大聖堂は在俗共住聖堂であり，ロバートはその参事会長職を兼任している。ウェストミンスタ聖ステファヌス礼拝所も同様で彼はその参事会員聖職禄を取得し，ほかにソールズベリ司教管区内のアシュベリ聖堂区聖堂の司祭職を兼任した。

複数聖職の兼任禁止に関するラテラノ公会議の決定は，すでに述べたように司教の階層ではまだしも実効をもちえた。いいかえると大半の候補者は，司教位への正式就任に当って司教職以外の聖職から辞任している。本稿（下）では"貧しい司祭"と呼ばれる聖職者にも言及することになろう。彼らの大半は，品級において司祭でありながら司牧すべき聖堂をもちえず，兼任はおろか専任でもないので，公会議決定の対象になりえなかった。要するに兼任の事例は最低辺の司祭・助祭などと最上位の司教との両極端で少なく，その中間ではむしろ兼任が通例であった。

名称の異なる聖職の兼任について多様な組合わせが実際に許容されているのは，やはりすでに述べたように，一方では各聖職の専門性が希薄であること，また他方では代行者への実務委嘱が可能であったことによ

る。教会史関係の術語辞典は，各種の聖職についてその名称に固有の任務を解説するだけで，占有者の実態を伝えることが少ない。司教補佐の固有の任務は，管区内で司教の裁判管轄権や慣習上の賦課徴収権を代行することである。しかしそれは司教補佐本人がその実務の担当者であることを意味するものではなく，本人はむしろ司教補佐職からの収入の取得者であり，本人の関心は実務よりもその収入に向けられていたものと推定される。

当時の聖職禄のこのような性格に関しては，たとえばW. A. パンティンの著書でも言及されている。しかしそれも概説の1章[8]であることからして，簡略な説明だけに留まっている。書名から知られる通り主たる対象は14世紀であり，またその前史として13世紀の事例が副次的に紹介されるに過ぎない。反面そのような限界があるにせよ，パンティンの所見についてはいずれ稿をあらためて検討する必要があり，本稿の本節はその検討のための予備的な作業でもあった。

8) W. A. Pantin, *The English Church in the Fourteenth Century*, Cambridge, 1955: Chapter III Patronage and the use of benefices.

＜追記＞

本稿第IV節の注14)でウェストミンスタ修道院の“司教補佐”に関する史料に言及したが，ここではほかに次の数点の史料の所在を指摘しておきたい。

Calender of Papal Registers, I, 204, 210, 291.

Calendar of Papal Registers, V, 393.

Calendar of Papal Registers, IX, 435, 655.

[未完]